


4 .デジタル実装型の優遇措置について



デジタル実装型の優遇措置全体像

対象	TYPE A	TYPE V	TYPE S
	○	○	○

- TYPEA：新たな分野でのサービス実装を加点する措置等は継続しつつ、一部の加点項目を見直し
- TYPEV：都道府県及び同都道府県内の基礎自治体間での連携事業等に加点

※TYPESについては募集テーマごとに設定する評価項目で審査を行い、特段の加点措置は設けない

	対象	上限額 補助率	共通化・ 標準化	カード 利活用	スタートアップ 活用	地域間 連携	その他
デジタル行財政 改革特化型 【TYPE S】	「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある先行モデル的な取組	事業費：3億円 国費：2.25億円 補助率：3/4	具体分野及びサービスは、デジタル行財政改革会議事務局が主な改革分野として指定する分野から、社会変革につながるような取組を提示 (地域間連携必須のプロジェクトも想定) 審査に関しては、デジタル行財政改革会議事務局の各分野を所管するチームと連携し、 <u>有識者審査必須</u>				
先進的デジタル 公共財活用型 【TYPE V】	デジタル公共財又は新興型デジタル公共財を複数の地方公共団体で共同調達・共同利用する取組	事業費：6億円 国費：4億円 補助率：2/3	デジタル公共財又は 新興型デジタル公共財の活用必須			共同利用スキームの組成必須／都道府県及び同都道府県内の基礎自治体間での連携事業等に加点	<u>有識者審査必須</u>
地域住民等 利用推進型 【TYPE A】	地域住民等がデジタルサービスの利用を通して、その効果を実感できる取組を支援	事業費：2億円 国費：1億円 補助率：1/2	国等により全国共通に提供されるサービスを利用する場合は加点 ・デジタル庁の「モデル仕様書」、 「自治体窓口DXaaS」、DMPの活用をする場合 ・サービスカタログ掲載（一部分類）のSaaS等サービスの実装に取り組む場合	カードの利活用を含む場合は加点	サービスの提供主体又は一部機能を提供する場合は加点	地域間連携事業は加点	未採択団体の優先採択／新たな分野の実装は加点

TYPEAにおける優遇措置の見直しについて（再掲）

対象	TYPE A	TYPE V	TYPE S
	○		

従来のTYPE1の優遇措置として行っていた、加点方法を見直しました。
TYPEAにおいては、各項目一律で同等の取り扱いとし、以下の加点項目に該当する数が多いほど高評価となります。

<具体的なイメージ>

加点項目

	モデル仕様書	共通SaaS等活用	DMP活用	自治体窓口DXSaaS	マイナンバーカード利活用	スタートアップ活用	地域間連携	未採択団体	新たな分野	○の合計数
A市		○	○			○				3
B市							○			1
C町										0



この場合、加点項目の該当数が多いA市→B市→C町の順で評価が高くなります。
個別の加点項目の内容に関しては、以後のスライドを参照ください。

4 - 1 .共通化・標準化の推進 (TYPEA)



4 - 1 - 1. デジタル地方創生モデル仕様書 (TYPEA)



対象	TYPE A	TYPE V	TYPE S
	○		

デジタルを活用して地域の課題解決等を図るサービスの導入の展開を進めるため、TYPEAの要件を満たすサービスのうち、モデル仕様書に準拠した実装を行う場合は、加点措置を行います。

■ デジタル庁が提供する「デジタル地方創生モデル仕様書」

<https://digital-service-catalog.digital.go.jp/vendor/download-model-specification>

➤ 現在公開しているデジタル地方創生モデル仕様書（以下23類型から選択）に準拠した実装を行う事業

- AIオンデマンド交通システム
- 母子健康手帳アプリ
- 健康ポイント
- オンライン診療
- 保育所業務支援システム
- 授業支援システム
- AIドリル
- 地域通貨・ポイント
- オンライン申請
- 住民等向けポータル
- 電子図書館
- 避難所運営システム
- 公開型GIS
- 公共施設等予約システム
- デジタルミュージアム
- 公共施設等のスマートロック
- 自治会業務システム
- 検診予約システム
- 観光周遊ポータル
- 保育所入所選考
- 高等学校入学者選抜手続き
- 保護者向け連絡アプリ（新）
- こどもデータ連携システム（新）

本加点措置は、計画申請時に宣言したモデル仕様書を活用し、必須機能要件を満たしたサービスの実装を前提とし、別添7（加点措置に関する状況報告）及び実装機能回答票のとおり、国への報告が必要です。デジタル庁では、モデル仕様書活用による調達事務の削減効果検証等も含め、本取組の関連調査の実施を予定しており、活用団体においては調査へのご協力をお願いします。

<加点措置>

対象
モデル仕様書に準拠した実装を行う事業

※本加点措置は、デジタル庁が提供する「デジタル地方創生モデル仕様書」を活用し、必須機能要件を満たしたサービスの実装が必須であり、事業採択後にこれら以外のサービスを利用する計画変更は認められないことに留意願います。

- 地方公共団体におけるサービスの調達を支援するため、必須機能等を抽出したモデル仕様書を公開しています。
- モデル仕様書の機能要件を満たしたサービスについては、各サービス類型を代表し「モデル仕様書適合サービス」として「モデル仕様書適合」のタグをつけてデジタル地方創生サービスカタログに掲載しています。

※タグ： モデル仕様書適合

モデル仕様書 (AIオンデマンド交通システム)

■概要

AIオンデマンド交通システムは、利用者の予約内容やタイミングに応じて柔軟にタクシーやバスを手配し、地域全体の交通インフラの効率的な利用を促進するシステムです。このシステムでは、スマートフォンアプリや電話にて乗車予約が可能であり、ドライバーにはAIを活用して作成した運行ルート等が提供されます。これにより、地域のタクシーやバスの減便による交通不便を解消し、住民の自由な移動を提供する持続的な交通システムを構築します。

「機能分類体系」「要件」は自治体側で修正不可のため、セルをロックしています。「詳細要件・補足説明」の記入例を削除し、詳細要件を記載してください。「モデル仕様書推奨機能」の「必須機能」については、「※選択可」となっているものを除いて削除できません。「※選択可」となっている機能、また「今後拡張が望まれる機能」は、自治体側の要件に応じて任意に削除できます。削除は、エクセルの行の非表示でご対応ください。（非表示の際は、詳細が切れないかご確認ください。）

機能分類体系			モデル仕様書・要件定義	
大項目	中項目	小項目	要件	詳細要件・補足説明
基本事項	サービス提供環境	機器環境	利用者及び管理者等の操作機器環境として、指定する機器環境に対応すること。	・利用者及び管理者等の操作機器環境 (PC・スマホ等)、OS、ブラウザ等を指定すること ※OSやブラウザは、具体的なバージョンを指定するか、「正規サポート中 (セキュリティパッチ等が提供されている期間内) のバージョンが掲載されている機器に対応」などを示すこと
		ネットワーク環境	サービスを提供するネットワーク環境及び通信経路の番号化について指定する要件に対応すること。提案する環境が要件と異なる場合は、その理由やネットワークセキュリティ面で問題ないことを示すこと。	
		データ管理	データ管理環境について指定する要件に対応すること。提案する環境が要件と異なる場合は、その理由やデータセ	・データ管理環境を具体的に示すこと ※「サービス提供クラウド環境 (データセンター

①

② ↓自治体側で入力必須 (調達時) ↓

③ モデル仕様書推奨機能

必須機能	今後拡張が望まれる機能
○	
○	
○	

④

実装機能回答票 (実装状況)	
対応可否	実装状況・対応状況を記載する欄
○: 対応可、×: 対応不可、△: その他(備考欄に詳細を記入ください)	

「要件」「詳細要件・補足説明」に対する対応可否と具体的な対応方法、補足事項などを記載。

モデル仕様書の活用方法

- 要件は、サービスとして考慮を要する事項であるため、修正不可。
- 詳細要件・補足説明については、要件に対して具体的に記載を行う。※オブジェクトを消して、セルに内容を直接入力すること。
- 必須機能の削除は認められない。ただし、(選択可)となっている機能については導入しようとする地方公共団体の判断で削除することも可。
- 加点措置に関する状況報告の際、調達事業者の実装状況を確認の上、対応可否、対応状況を記載した実装機能回答票を提出。

※具体的な活用方法については、「サービスカタログ及びモデル仕様書を活用して調達するための手引き」をご確認ください。

<https://digital-service-catalog.digital.go.jp/local-government>

モデル仕様書の活用イメージ -共通化・標準化の推進-

対象	TYPE A	TYPE V	TYPE S
	○		

■ モデル仕様書を活用いただきたい地方公共団体担当者様（ターゲット）



- ・ノウハウがなく、人手も足りない中でデジタル実装の検討に取り組めない
- ・必要なサービスについてどのような仕様書を作成すればよいか分からない
- ・仕様書作成が負担で、サービス・システムの活用にリソースが回せない

主に【TYPEA】申請をこれから検討している地方公共団体向けサポートツールとして機能

モデル仕様書の活用サイクル

検討

- ・次年度予算要求も視野に、事業での課題の洗い出しを実施
- ・デジタルでの課題解決について**サービスカタログ・モデル仕様書**を活用して検討を実施

申請

- ・検討結果を踏まえ、**モデル仕様書**を活用して計画書等を作成
 - ・交付金申請（モデル仕様書活用による加点措置）
- ※事業の実現性の観点から交付金申請に当たっては、必ず事業者等から見積を取得してください。

活用

- ・交付決定後、モデル仕様書を活用し、調達仕様書を作成のうえ**競争入札**をはじめとする**公募**で契約事業者を選定
- ・**モデル仕様書**を活用しながら**決定事業者と要件を決定**し、事業を実施

報告

- ・事業者と実装機能確定後、**モデル仕様書活用状況報告書**の提出
- ・併せて、**実装機能回答票**（モデル仕様書の要件への事業者の対応状況を記載）の提出

モデル仕様書を作成・公表予定のサービス/システム（1 / 4）

対象	TYPE A	TYPE V	TYPE S
	○		

	サービス分類	モデル仕様書類型	概要
1	オンデマンド交通システム	AIオンデマンド交通システム	ダイヤが固定ではなく、乗客のリクエストに応じ、AIがリアルタイムでルートを決して運行するサービス
2	母子健康手帳アプリ	母子健康手帳アプリ	妊産婦と子どもの健康データの記録や体重・発育グラフの表示、予防接種のスケジュール管理、出産・育児に関するアドバイス等を行うシステム
3	健康管理アプリ	健康ポイント	健康情報の記録、共有等ができ、これらの行動を通じたポイントの付与ができるシステム
4	オンライン診療	オンライン診療	自宅、職場、医療機器等を搭載した車両等の遠隔から医師との診療をオンラインで受けることができるサービス
5	保育所等業務のデジタル化	保育所業務支援システム	入退室・勤怠時刻の管理、保護者との連絡、帳票書類の管理、請求管理機能などの機能を持つ保育所の業務支援システム
6	校務支援システム導入	授業支援システム	特定の教科に依存せず、画面・ファイル等の共有・同時編集、論理的思考能力・プレゼン能力などを育てるための機能などを持つ学習・授業支援システム
7	オンライン学習環境、遠隔合同授業環境整備	AIドリル	AIにより小中学生の児童生徒個々に最適な問題を出題する5教科対応のデジタル学習教材

※対象となるサービス等は変更・追加になる可能性があります

モデル仕様書を作成・公表予定のサービス/システム（2 / 4）

対象	TYPE A	TYPE V	TYPE S
	○		

	サービス分類	モデル仕様書類型	概要
8	地域通貨・ポイント	地域通貨・ポイント	地域マネー機能、地域ポイント機能、地域クーポン機能など加盟施設・行動による付与・決済が行え、データ分析により地域の活性化に利用できる地域通貨・ポイントシステム
9	オンライン申請	オンライン申請	自治体職員が様々なオンライン申請のための申請画面等を作成できるノーコード開発システム
10	住民向けポータルアプリ	住民等向けポータル	住民等の利便性向上を企図したワンストップサービスへの入り口となる、情報ポータルサービス
11	電子書籍（デジタルライブラリー）	電子図書館	コンピュータ・データベースを利用したウェブサイト上の図書館で、開館日や開館時間を気にせず、いつでもインターネットを通じて閲覧・貸出・返却ができるサービス
12	被災者支援業務のデジタル化	避難所運営システム	マイナンバーカードを活用した避難所受付、避難所管理など効率的かつ避難者、管理者にとって利便性高く避難所運営をするためのシステム
13	地理情報システム（GIS）の活用	公開型GIS	GIS（地理情報システム）により、インフラ情報を一元的かつリアルタイムで管理し、住民や事業者へ情報をオープン化するシステム
14	自治会業務のデジタル化	自治会業務システム	回覧板や地域の情報提供機能を備えて、自治会内での連絡、情報共有を円滑にできるシステム

※対象となるサービス等は変更・追加になる可能性があります

モデル仕様書を作成・公表予定のサービス/システム（3 / 4）

対象	TYPE A	TYPE V	TYPE S
	○		

	サービス分類	モデル仕様書類型	概要
15	公共施設等予約システム	公共施設等予約システム	公共施設等の空き状況の確認や予約、決済についてオンライン上で完結できるシステム
16	スマートロックの導入	公共施設等のスマートロック	公共施設等の予約と連動し、施設の鍵情報の生成、受け渡し、返却から鍵情報の管理までオンラインで完結できるシステム
17	高等学校入学者選抜手続き	高等学校入学者選抜手続き	高等学校入学者選抜手続きにかかる出願準備・願書の提出・入学検査料の納付・受検票の出力・合否の通知や結果確認等、一連の手続きがオンラインで完結できるシステム
18	デジタルミュージアム	デジタルミュージアム	古文書や芸術作品などの文化財・文化資源等をデジタルコンテンツ化し、オンライン上で検索、閲覧できるシステム
19	自治体の検診予約のデジタル化	検診予約システム	自治体が実施する健康診断などの日程予約、問診票の作成などをオンライン上で行えるシステム
20	保育所への入所選考に係るデジタル活用	保育所入所選考	保育所への入所選考について、AI等を活用して迅速に審査、結果通知をオンライン上で受け取れるシステム
21	観光周遊ポータル・アプリ	観光周遊ポータル	地域マップや観光情報等を取りまとめて一つの入り口から確認、検索できるポータルサービス

※対象となるサービス等は変更・追加になる可能性があります

モデル仕様書を作成・公表予定のサービス/システム（4 / 4）

対象	TYPE A	TYPE V	TYPE S
	○		

	サービス分類	モデル仕様書類型	概要
22	校務支援システム 導入	保護者向け連絡アプリ	保護者と学校間での出欠連絡や連絡事項にかかる連絡手段をデジタル化するサービス
23	こどもデータ連携	こどもデータ連携システム	福祉や教育等の部局をまたがる複数のデータから潜在的に支援が必要なこどもを抽出するシステム

※対象となるサービス等は変更・追加になる可能性があります

4 - 1 - 2 .共通SaaS等活用 (TYPEA)



共通SaaS等活用加点措置の趣旨 - 共通化・標準化の推進 -

対象	TYPE A	TYPE V	TYPE S
	○		

- TYPE1は既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して、地域の個性を活かしたデジタルサービスを地域・暮らしに実装することに大きく貢献してきた一方で、自治体からはシステム導入が容易で安価なものを比較して選定したい、といった声も聞かれます。
- このため、**安全性が担保され、かつ、小規模自治体などでも導入が簡易なシステム等の普及を目的として、SaaS（※）に代表されるようなシステム実装を支援する加点措置を行います。**
- 具体的には、TYPEAの要件を満たすサービスかつ、デジタル庁「デジタル地方創生サービスカタログ」に掲載されているSaaS等サービスのうち、デジタル庁財政改革会議事務局が指定するサービス分類に属するサービスの実装に取り組む場合に加点措置の対象とします。
- 同カタログで想定される対象サービスには、①SaaSに加えて、②その他上記趣旨に合致したデジタルサービスも含まれます。

(※) SaaSとは、「利用者に、特定の業務系のアプリケーション、コミュニケーション等の機能、運用管理系の機能、開発系の機能、セキュリティ系の機能等がサービスとして提供されるもの。」(デジタル庁)と定義され、一般にはクラウドベースで提供されるソフトウェアを指します。

(参考) デジタル庁「デジタル地方創生サービスカタログ」(<https://digital-service-catalog.digital.go.jp/>)

【対象となるシステムの具体例（イメージ）】

(子育て)
保育所業務支援システム



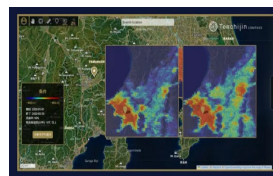
(医療・福祉)
病院等業務のデジタル化



(モビリティ)
オンデマンド交通システム



(防災・インフラ)
地理情報システム (GIS) の活用



<加点措置>

対象

デジタル庁が提供する「デジタル地方創生サービスカタログ」に掲載されているSaaS等サービスのうち、デジタル庁財政改革会議事務局が指定するサービス分類に属するサービスの実装に取り組む場合

(出所) 「デジタル地方創生サービスカタログ」掲載の各サービス提供事業者HP

共通SaaS等活用加点対象のサービス分類 - 共通化・標準化の推進 -

対象	TYPE A	TYPE V	TYPE S
	○		

- デジタル庁が運営する「デジタル地方創生サービスカタログ」は、TYPE1で採択実績のあるサービスについて、事業者からの申請に基づきサービス掲載するカタログサイトであり、優良事例の横展開を支援することを目的としています。
- 同カタログにより、自治体担当者が優良事例を容易に検索することが可能であり、「安全性が担保され、かつ、小規模自治体などでも導入が簡易なシステム等」の実装を支援する共通SaaS等活用の加点目的にも合致することから、TYPEAの要件を満たすサービスかつ、同カタログに掲載されているSaaS等サービスのうち、デジタル行財政改革会議事務局指定するサービス分類に属するサービスの実装に取り組む場合に、加点措置を講じます。
- 加点対象のサービスを導入する際、当該サービスを直接選定する、調達仕様書等に優先的に採択する旨を明記する等、当該サービスの実装に向けた具体的な取組内容を示していただく必要があります。（※採択事業に係る調達は、各団体の責任において、それぞれの実情に応じて適切に実施していただくものであり、本交付金に関して特段の制約が課されるものではありません。）

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 個別最適化学習 | <input type="checkbox"/> 児童相談所等業務のデジタル化 |
| <input type="checkbox"/> オンライン学習環境、遠隔合同授業環境整備 | <input type="checkbox"/> オンデマンド交通システム |
| <input type="checkbox"/> 校務支援システム導入 | <input type="checkbox"/> 住民向けMaaS |
| <input type="checkbox"/> 高等学校入学者選抜手続き | <input type="checkbox"/> 交通キャッシュレス導入 |
| <input type="checkbox"/> 健康管理アプリ | <input type="checkbox"/> 地理情報システム（GIS）の活用 |
| <input type="checkbox"/> オンライン診療 | <input type="checkbox"/> 道路修理・補修伝達（住民投稿）システム |
| <input type="checkbox"/> 医療MaaS | <input type="checkbox"/> インフラメンテナンス |
| <input type="checkbox"/> 病院等業務のデジタル化 | <input type="checkbox"/> 被災者支援業務のデジタル化 |
| <input type="checkbox"/> 自治体検診予約のデジタル化 | <input type="checkbox"/> 避難所運営のデジタル化 |
| <input type="checkbox"/> 高齢者・障がい者等の健康管理 | <input type="checkbox"/> 防災ポータル・アプリ |
| <input type="checkbox"/> 介護認定審査業務のデジタル化 | |
| <input type="checkbox"/> 母子健康手帳アプリ | |
| <input type="checkbox"/> 保育所等業務のデジタル化 | |
| <input type="checkbox"/> 保育所への入所選考に係るデジタル活用 | |

（注1）デジタル行財政改革の重点分野（教育、子育て、医療・介護、福祉相談、モビリティ、インフラ、防災）に該当するサービス分類を指定。

4 - 1 - 3 .デジタルマーケットプレイス (DMP) (TYPEA)



対象	TYPE A	TYPE V	TYPE S
	○		

デジタルを活用して地域の課題解決等を図るサービス・ソフトウェアを調達する取組の普及を図るため、TYPEAの要件を満たすサービスのうち、DMPカタログサイトの製品選定を活用してSaaSの調達を行う場合は、加点措置を行います。

■ デジタル庁が公開しているDMPカタログサイト

<https://www.dmp-official.digital.go.jp/>

(要件)

- DMPカタログサイトへ行政アカウントでログイン後、マイページの「ステップ2：製品選定を行う（ソフトウェアの検索・選定）」から、SaaSを選定し、調達を行うこと
 - ※ただし、DMPカタログサイトに掲載されたサービスすべてが対象ではなく、TYPEAの要件を満たすサービスの調達に限る。
 - ※事業者の選定時にサイトから「DMPソフトウェア・プラン比較表」を出力し、国への報告時に提出することが必要となる点に留意すること。

本加点措置は、計画申請時にDMPカタログサイトの活用を宣言するとともに、交付決定後、実際にDMPカタログサイトを活用して調達を行うことを要件としています。別添7（加点措置に関する状況報告）及び「DMP ソフトウェア・プラン比較表」のとおり、国への報告が必要です。デジタル庁では、本取組の関連調査の実施を予定しており、活用団体においては調査へのご協力をお願いします。

<加点措置>

対象
DMPを活用した調達を行う事業

※本加点措置は、デジタル庁が公開するDMPカタログサイトの製品選定を活用した調達が必須であり、それ以外の方法で調達する場合は、加点措置が認められないことに留意願います

4 - 1 - 4 .自治体窓口DXSaaS (TYPEA)



対象	TYPE A	TYPE V	TYPE S
	○		

デジタルを活用して地域の課題解決等を図るサービス・システムの共通化・標準化を推進する観点から、国等が定める標準仕様に準拠したサービスであって、ガバメントクラウド等を通じて全国共通に提供されるサービスを利用する事業に関して、加点措置を行います。

■ ①：デジタル庁が提供する「自治体窓口DXSaaS」

- 地方公共団体窓口での申請手続等に関して、住民が窓口を複数回らず、氏名住所等を複数回書く必要がない「書かないワンストップ窓口」の取組の横展開を促進するため、デジタル庁がガバメントクラウド上で提供するサービス

<加点措置>

対象

国等により全国共通に提供されるサービスの活用を前提とする取組であること

●自治体窓口DXSaaS（デジタル庁）

以下のいずれかの条件を満たすこと

- 窓口BPRアドバイザー派遣事業を活用してBPRを実施済で、自治体窓口DXSaaSを利用する
- 窓口BPRアドバイザー派遣事業に申請し、これからBPRを実施のうえ、自治体窓口DXSaaSを利用する

※共通化・標準化の効果を適切に発揮させる観点から、デジタル庁の窓口BPRアドバイザー派遣事業を活用してBPRの実施を済ませている、あるいは窓口BPRアドバイザー派遣事業に申請し、BPRを実施のうえ、サービス実装する場合に限り、加点措置の対象とします。また、事業採択後に「自治体窓口DXSaaS」以外のサービスを利用する計画変更は認められないことに留意願います。

※事業採択後、令和8年度に自治体窓口DXSaaSの導入実績についてデジタル庁からヒアリングを行います。

4 - 2 .マイナンバーカードの利活用 (TYPEA/V)



マイナンバーカードの扱い

対象	TYPE A	TYPE V	TYPE S
	○	○	

マイナンバーカードを活用することで、行政サービスはもとより、交通、観光など地域の様々なサービスの活性化が可能です。

そのため、デジタル実装型においては、

- (1) マイナンバーカードの利活用を行う地方公共団体の取組に対し優遇措置を行うとともに、
 - (2) 今後の情報提供等の支援も含め、利用シーン拡大に向けて積極的に支援していきます。
- 国としても、全地域でのカードの普及・浸透に向け、各省の施策を総動員していきます。

【マイナンバーカードの活用イメージ】 ※庁内に止まらず住民等に裨益することが必須

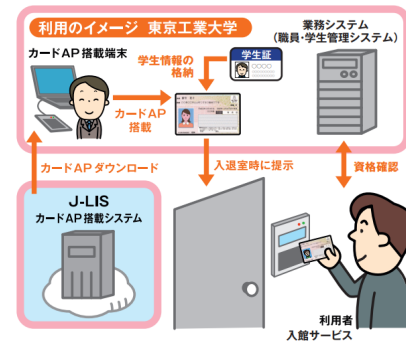
マイナンバーカードの認証による手ぶら観光

- マイナンバーカードで本人確認を行うことにより、おもてなしサービスが受けられる、手ぶら決済が可能になる、ポイントを獲得できる等



大学における学生証利用等

- 学生利用PCのログイン、学内施設の入退館管理等にマイナンバーカードを利用



オンライン市役所サービス

- 市役所に行かなくてもサービスが受けられる（出張行政サービスなど）



避難所の受付

- マイナンバーカードを提示することで避難所への入所が可能（入所登録の迅速化・効率化）



対象	TYPE A	TYPE V	TYPE S
	○	○	

マイナンバーカードの利便性向上・利用シーンの拡大を更に推進する観点から、マイナンバーカードの利用シーン拡大に関する取組は引き続き支援してまいります。

マイナンバーカードを利活用する取組の優遇

【地域住民等利用推進型（TYPEA）】

- 申請事業がマイナンバーカードを利活用する場合は、加点措置の対象とする。

【先進的デジタル公共財活用型（TYPEV）】

- 新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓を行う申請事業を高補助にて支援する。

4 - 3 .スタートアップの活用 (TYPEA/V)

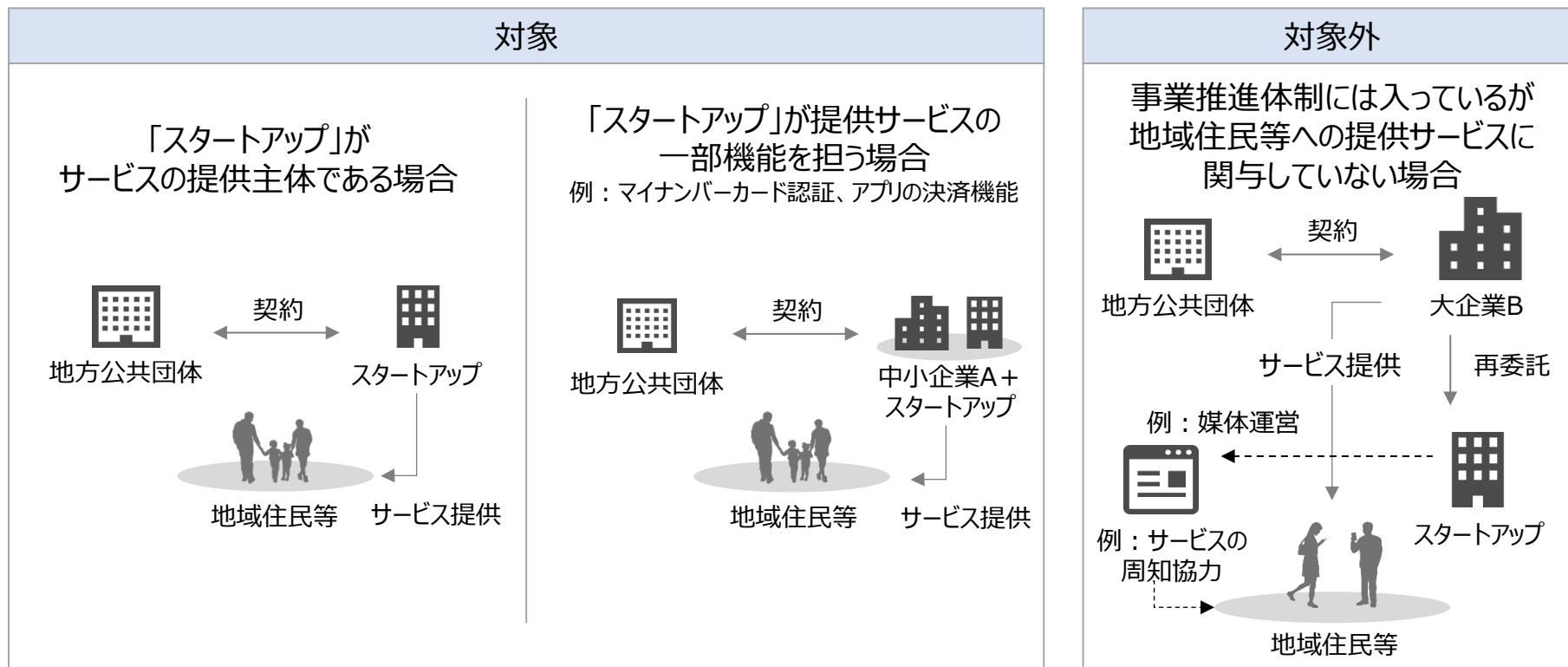


スタートアップの活用

対象	TYPE A	TYPE V	TYPE S
	○	○	

地方において「スタートアップ」が活躍する機会を積極的に増やす観点から、地域に実装するサービスの提供主体が「スタートアップ」である事業の場合には（※一部機能のみ提供する場合も対象）、加点措置を行います。 ※下記に示したスキームに当てはまらない場合は別途個別に相談

＜加点措置＞ ※タイプごとの評価方法については、それぞれの評価項目を参照



本加点措置は、調達時に計画申請時に記載したスタートアップを活用することを前提とし、調達時の活用実態を国に報告することを求めます。内閣府では、本取組の関連調査を次年度に実施することを想定しておりますので、活用される団体はご承知おき願います

スタートアップの活用（要件）

対象	TYPE A	TYPE V	TYPE S
	○	○	

■ 本交付金にて加点対象とする「スタートアップ」の要件

- 以下要件を満たす「スタートアップ」が主たるサービス提供者であること、または一部機能提供を担うことが確認できる事業の場合、加点を行います
 - 新しい技術やアイデアをもとに、地域の課題解決に主体的に取り組める企業であること
 - 創業から15年以内であること
 - 未上場であること
 - 申請時にプロダクト（サービス含む）を市場に提供しており、本交付金事業終了までに地域へのサービス実装が実現できること

以下に該当する企業は「スタートアップ」の対象外とし、優遇措置は行わない方針です

■ 「スタートアップ」の対象外

- 常時雇用する従業員数*が**500人以上**の企業（以下「対象外企業」という。）
- 発行済株式の総数の1/2超を単一の「対象外企業」に保有されている企業、又は発行済株式の総数の2/3以上を複数の「対象外企業」に保有されている企業
※なおこの場合の「対象外企業」には、VC（ベンチャーキャピタル）は含まれない

*注）常時雇用する従業員数とは

正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、以下の①または②のいずれかに該当する従業員を指す。

（事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まない。）

① 期間の定めなく雇用されている者

② 過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者または雇入れ時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

（一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であってその雇用契約期間が反復更新されて、事実上①と同等と認められる者）

スタートアップ活用におけるよくある質問（1/2）

対象	TYPE A	TYPE V	TYPE S
	○	○	

スタートアップの活用において、地方公共団体からよくある質問は以下の通りです

- Q** スタートアップの「企業」の定義は何か。スタートアップの法人格に制限・条件はあるのか
- A** いわゆる「企業」、営利を目的として事業活動を行う組織であって、法人格を有するものが対象となりますが、その法人格の種類（株式会社・合同会社など）に特段の制限や条件を付すことは考えておりません。
（NPO法人等の非営利組織や法人格を有さない個人事業主は、加点対象である「スタートアップ」企業には該当しません。加点対象とならないだけで、これらの組織等が申請事業に係るサービスの提供主体となることは問題ありません。）
- Q** スタートアップの対象外とされる、「常時雇用する従業員数」には、学生インターンやアルバイト、業務委託契約のスタッフは含まれるのか
- A** 期間の定めなく雇用されている者、または過去 1 年以上の期間について引き続き雇用されている者または雇い入れ時から 1 年以上引き続き雇用されると見込まれる者が該当します。したがって、一定の期間を定めて雇用されているインターン、アルバイト、業務委託スタッフは含まれません。

スタートアップ活用におけるよくある質問（2/2）

対象	TYPE A	TYPE V	TYPE S
	○	○	

スタートアップの活用において、地方公共団体からよくある質問は以下の通りです

- Q** 本交付金の採択事業を公募する場合、スタートアップを優先的に調達するにはどのようにしたらよいか
- A** 採択事業に係る調達には、各団体の責任において、それぞれの実情に応じて適切に実施していただくものであり、本交付金に関して特段の制約が課されるものではありませんが、スタートアップを優先的に調達する手法として、例えば、以下のような取組が行われていると承知していますので、ご参考にいただければと存じます。
- トライアル発注制度（詳細は次ページ）
新製品の販路開拓を支援するため、随意契約による発注を可能とするための認定等を行う制度
 - 仕様書作成にあたる工夫
 - ✓ 採択事業において調達するサービスとして、（調達することを想定している）スタートアップの提供する特定のサービスを具体的に指定する
 - ✓ 採択事業において調達するサービスが満たすべき要件として、（調達することを想定している）スタートアップの提供する特定のサービスが有する特許や特長的な機能を具体的に指定する
- Q** 入札等調達のプロセスで、交付金採択事業をスタートアップが受託しなかった場合はどのようなになるのか
- A** 本加点措置は、計画書に記載したスタートアップから実際に調達することで適用されますので、別添7（加点措置に関する状況報告）のとおり、調達後速やかに実態について国に報告することが必要になります（調達時に使用した仕様書等の提出も含む）。なお、万が一、当該スタートアップから調達できなかった場合は、加点措置が取り消されます。

参考：トライアル発注制度概要

スタートアップの調達にあたり「トライアル発注制度」を活用している自治体もあります

■ 概要

➤ 目的

- 優れた技術を持ちながら実績がないために販路開拓に苦慮している中小ベンチャー企業やスタートアップ等を対象に、新製品の販路開拓を支援するため、**随意契約による発注を可能とするための認定等**を行う

➤ 背景

- 2003年に佐賀県にて導入され、ファーストステップとしての官公庁での受注実績による信用獲得により、採択後に売上が増える企業が約4割程度を占め、底上げに貢献した。
- 現在は「トライアル発注全国ネットワーク」として組織化し、団体間でノウハウ等を共有している（41の都道府県が参加）

➤ 参考法令：地方自治法施行令第167条の2第1項（抜粋）

- （随意契約）第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
- 新たな事業分野の開拓を図る者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。

参考：トライアル発注制度要件

参照元	定義
令和4年度 東京都トライアル発注 認定制度	<ul style="list-style-type: none">■ 認定対象者<ul style="list-style-type: none">➤ 認定対象者は、以下のいずれかに該当する中小企業者<ul style="list-style-type: none">・ 法人の場合：東京都内に本店または支店登記を有すること・ 個人事業主の場合：東京都内に開業・廃業等届出書を提出していること<p>※東京都内事業所で実質的に事業を行っている者が対象</p><p>※大企業が単独で発行株式総数又は出資総額の2分の1以上（複数の場合は3分の2以上）を所有又は出資している事業者は対象外</p>■ 認定対象商品<ul style="list-style-type: none">➤ 申請時において販売を開始してから5年以内の物品及び役務<p>※認定対象商品とならないもの</p><ul style="list-style-type: none">・ 食品衛生法で規定する食品・ 医薬品医療機器等法で規定する医薬品・医薬部外品・化粧品及びそれに類するもの・ 建設工事等における工法・技術・ 肌に塗布するもの<p>※過去に申請した同一商品については、再申請を行うことは不可（当該商品に機能等が付加され、ユーザーの視点から見て機能・性能が大幅に向上した場合は申請可能）</p>■ 認定を受けるメリット<ul style="list-style-type: none">➤ 東京都のホームページ等で認定商品を広くPRする➤ 認定期間中、東京都の機関が競争入札によらない随意契約で購入・借入（物品の購入及び借入、役務の提供）することができる➤ 認定商品の一部を東京都の機関が試験的に購入し評価する（トライアル発注事業）<p>※物品の借入は対象外</p>

4 - 4 .地域間連携の促進 (TYPEA/V)



4 - 4 - 1 .地域間連携の促進 (TYPEA)



地域間連携の促進（1/2）

対象	TYPE A	TYPE V	TYPE S
	○		

複数の地方公共団体の下でデジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援するため、デジタル実装型TYPEAで行う地域間連携事業について、加対象や団体毎の申請上限数を以下のとおりとします。

- 地域間連携事業として申請する場合、団体毎（従たる申請団体含む）の申請上限数の「枠外」とする。（1事業まで）
- 地域間連携事業の目的の明確化及び事業実施による効果を測るため、地域間連携による付加価値を定量的に計測するKPIの設定を必須要件とする。

地域間連携事業における対象の考え方

「一定の地域間連携事業」

- 定住自立圏
- 連携中枢都市圏
- 遠隔での連携

「一般的な地域間連携事業」

- 「一定の地域間連携事業」に当てはまらない地域間連携事業

複数の地方公共団体で連携する場合は
すべて「**地域間連携事業**」として**加対象**となります

枠外措置の考え方

- 地域間連携事業を申請する場合、団体毎（従たる申請団体含む）の申請上限数の枠外とする。※1事業まで
- 地域間連携事業を申請する場合、都道府県は10事業、市区町村は6事業まで申請可能となる。

都道府県	申請上限件数 9事業	枠外措置	+ 1件
市区町村	申請上限件数 5事業	枠外措置	+ 1件

地域間連携による付加価値を定量的に計測するKPIの考え方

地域間連携による付加価値を定量的なKPIとして設定

- ①コストの低廉化
- ②サービス品質の向上
- ③利用者の負担軽減

※地域間連携事業の目的の明確化及び効果を測るため、「付加価値KPI」の設定を必須要件とする

※事業の性質に合わせて、①-③いずれか1つ以上のKPIの設定が必須

※通常のKPIはサービス毎に設定が必要だが、付加価値KPIはその限りではない

対象	TYPE A	TYPE V	TYPE S
	○		

■ 地域間連携の効果（メリット）の例

①コストの低廉化

- 複数の団体が共同でシステム・サービスを構築・運営をすることにより、開発・運営コストを抑制（システムの構築・運営費に加え、サービスに係る共通人件費（問合せ対応、データ管理等）も削減）

②サービス品質の向上

- 各地域で不足するアセットやノウハウを補完し合うことで、効率的にサービスを提供・運営（例：MaaSを提供する場合、同じ車両を平日利用のニーズが高いAのエリア、休日利用のBのエリア等で相互に利活用をすることにより、稼働率の向上やドライバーの稼働平準化等の効果が見込まれる）
- 地域の枠を越えてデータ連携することで、利用者にとってより付加価値の高いサービスを提供（例：地域観光アプリの場合、Aエリアを訪問した利用者の利用データから分析した本人の嗜好に基づき、Bエリアの推奨観光情報をプッシュ通知することで新たな訪問機会を創出し、関係交流人口の増加や地域経済の活性化を促す）

③利用者の負担軽減

- 従来は利用者は団体毎に申請手続等を行う必要があったが、複数の団体が共同してサービスを提供することによりワンストップでの対応が可能となり、利用者の負担を軽減
- 団体毎に利用するサービスの場合（例：地域独自アプリを通じた電子クーポンの利用）、利用者が各団体のサービス毎に利用方法の習得をする手間が不要となり、利用率や満足度の向上に寄与

4 - 4 - 2 .広域連携の推進 (TYPEV)



デジタル公共財や新興型デジタル公共財の広域での共同調達・共同利用を推進するため、都道府県及び域内の基礎自治体間での連携事業等に関して、加点措置を行います。

<加点措置>

+最大**10**点 (100点満点) ※条件による傾斜あり

都道府県が申請主体である取組に関し、都道府県内の基礎自治体が参画する割合・規模に応じて加点
(域内の全自治体が参画する取組であれば10点、半数の基礎自治体が参画する取組であれば5点)

4 - 5 .未採択団体への優遇措置 (TYPEA)



未採択団体への優遇措置

対象	TYPE A	TYPE V	TYPE S
	○		

デジタル実装に取り組む地域の裾野を更に広げる観点から、過年度のデジタル実装タイプ・デジタル実装型TYPE1において未採択の地方公共団体の事業について、優先採択及び加点措置を行います。

※未採択団体から申請された事業が採択基準を満たす場合、各団体につき少なくとも1事業は採択。

※地方公共団体における希望を申請することはできず、事業評価の高いものを採択。

<加点措置>

対象
過年度のデジタル実装タイプ・デジタル実装型TYPE 1 において未採択の地方公共団体が申請する事業

4 - 6 .新たな分野への取組の推進 (TYPEA)



新たな分野への取組の推進

対象	TYPE A	TYPE V	TYPE S
	○		

様々な分野でのデジタルサービスの実装を推進するため、過年度のデジタル実装タイプ・デジタル実装型TYPE1において、1分野以上採択済みの団体が、これまで取り組んだことのない、新たな分野のサービス実装に取り組む場合は、加点措置を行います。

加点措置を受けるためには、実施計画における申告が必要です。

※過年度採択事業の分野については、「RAIDA_地方創生データ分析評価プラットフォーム」にて確認願います。

<https://raida.go.jp/>


<加点措置>

対象
過年度のデジタル実装タイプ・デジタル実装型TYPE1において、1分野以上採択済みの団体が取り組む新たな分野の事業

<イメージ>

採択年度	A市の過年度採択事業の分野		
R5補正	行政サービス		
R6補正		住民サービス	加点
R7補正	行政サービス	住民サービス	農林水産

5. デジタル実装型における留意事項



デジタル実装型：競争入札の原則化

対象	TYPE A	TYPE V	TYPE S
	○	○	

- ✓ 地方自治法において、地方公共団体の行う契約事務の執行は、一般競争入札によることが原則とされます。
- ✓ デジタル実装型においても、システム調達にあたり、十分な競争原理が働く環境の下で、適切な調達が行われることが望ましいと考えられます。
- ✓ 令和7年度補正デジタル実装型（TYPEA/V）の申請を行う地方公共団体においては、原則として一般競争入札による調達等を行う等、十分な競争原理が働く環境を確保いただくことに留意してください。

■ 令和7年度補正デジタル実装型（TYPEA/V）申請事業における留意点

1

申請事業の実施にあたり原則として、競争入札による調達の実施や複数事業者からの見積聴取等による十分な競争環境の確保を図ることをセルフチェックする

→実施計画書内でチェックを行う。

2

事業完了後に報告する事業実施報告書において、調達等の状況報告を必須化

→事業実施報告書において、調達の結果、手法、工夫点等を求める。また、随意契約の場合は理由の説明を求める。

※地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号） 抄

（契約の締結）

第二百三十四条

売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

※松本英昭「新版 逐条地方自治法 第9次改訂版」学陽書房,2017 抜粋

普通地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正をもって第一義として、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保し得るという観点から、一般競争入札の方式をもって、普通地方公共団体が締結する契約方法の原則とすべきことは当然であろう。このようなことから、昭和38年の改正において、一般競争入札を原則とする建前を明確にし、指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるとされた。つまり、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることができる場合は、後述する政令で定める場合に限るのであり、この政令に定める場合に該当しない契約は、一般競争入札によるなければならない。

デジタル実装型：交付金の具体的使途や実施体制、効果検証の結果等に関する公表

対象	TYPE A	TYPE V	TYPE S
	○	○	

- 令和6年度補正デジタル実装型（TYPEA/V）の申請事業から、以下のとおり効果検証の結果等の**公表を義務化**しています。
- 地方公共団体においては、**交付金の具体的使途（実施計画上の経費内訳に記載された内容）や実施体制について、必ず地方公共団体のウェブサイトにおいて公表**してください。
- また、**地域のステークホルダーの意見を踏まえ、KPIの達成度について効果検証を行うことが適切**であり、毎年度の**効果検証の結果については、必ず地方公共団体のウェブサイトにおいて公表**してください。
- なお、効果検証の過程においては、必要に応じて住民への意見聴取等を行い、今後実施すべき事業のあり方について提言を行うことが望ましく、議会による検証についても行われることが望まれます。

地方公共団体のウェブサイトにおいて公表すべき内容

① 具体的使途（経費内訳）

大括りした経費ではなく、**事業内容、支援対象者、支出方法（補助、委託等）、設備・備品の種類など、詳細な使途が分かるよう公表**すること。
また、調達における仕様書や調達価格がわかる資料も上記に併せて公表すること。

② 実施体制

事業推進主体や委託先、再委託先等を含め、交付金事業を実施・執行する者の役割・関係性が分かるよう公表すること。

③ 効果検証の結果

事業名称や交付対象事業費、事業概要、KPIの達成状況に加え、実施計画と比較した現況や課題の把握、阻害要因の把握・分析・対応、地域のステークホルダーの意見を踏まえた評価の結果、次年度以降に向けた実施計画の見直し内容など、**適切なPDCAサイクルが運用されていることが分かるよう、具体的に公表**すること。

- ※ 旧デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）等の公表手法を参考とし、任意の形式で公表してください。
- ※ 公表状況については、事業実施後に行う事業実施報告書等において、報告を求めることを予定しています。

対象	TYPE A	TYPE V	TYPE S
	○	○	

■ 令和3年度補正分～令和6年度補正分にてデジタル実装タイプTYPE2/3又はデジタル実装型TYPEV採択実績のある団体の扱い

- TYPE2/3は、データ連携基盤を活用した複数のサービス実装を伴う取組を支援するものであったことに鑑み、過年度にTYPE2/3として採択された団体については、以下のとおり扱います。また、過年度にTYPEVとして採択された団体のうち、データ連携基盤を活用している団体も同様の取り扱いとします。
 - ✓ TYPE2/3/V事業において構築されたデータ連携基盤の活用を促す観点から、当該団体によるTYPEA申請は、原則として、申請事業が構築済みのデータ連携基盤を活用して行われるものである場合に限り、申請することが可能（当該データ連携基盤を活用しない場合は、その理由について合理的な説明を行うこと）。
 - ✓ なお、TYPEV申請においても同様の取り扱いとする。

6.【参考】実施計画作成におけるポイント



実施計画審査時のポイント

対象	TYPE A	TYPE V	TYPE S
	○	○	

実施計画は以下審査のポイントに留意しながら、最終化をしていただくことを推奨します

- 1 実装するサービスが地域の課題解決等に資するものである (TYPEA/V)**
→事業の実施により解決したい課題や、どのような事業効果があるのか、適切に整理されている
- 2 課題や将来像とリンクした、事業の成果を測ることのできるKPIが設定されている (TYPEA/V)**
→成果を直接的に測ることのできるKPIが設定され、事業の成果の計測に適する理由も合理的
- 3 官民が連携した推進体制が整っている ※サービス提供事業者は申請時未定でも可 (TYPEA/V)**
→事業推進体制内の構成員の役割が明確化され、連携が不可欠なステークホルダーをすべて記載
- 4 交付金対象年度だけでなく、次年度以降の計画・運営方針が具体的 (TYPEV)**
→次年度以降の財源が確保されている
- 5 サービスの改善に向けた手法が具体的 (TYPEV)**
→利用者の意見を把握する頻度・手法が明確であり、効果検証をする体制が構築されている
- 6 経費項目が詳細 (TYPEA/V)**
→購入する設備・機器や、委託であれば委託の内容や期間が記載されており、経費の用途が明確

事業組成にあたってつまづきやすいポイント

対象	TYPE A	TYPE V	TYPE S
	○	○	

実施計画は以下審査のポイントに留意しながら、最終化をしていただくことを推奨します

計画段階においては、事業の適切な実施に向けて、以下の事項に十分ご留意願います。

KPI設定が不適切



- 行政内部の目標をKPIとして設定しており、地域住民等への効果が確認できない
- アウトプット指標（サービスの活動量）、アウトカム指標（事業による地域への裨益）それぞれの定義に合った指標が設定されていない

次年度以降の運営計画が不透明



- 次年度以降の事業発展に向けた具体的な取組が確認できない
- 次年度以降の収支計画において、歳出は記載されているものの、歳入の記載がなく、次年度以降継続して運営可能かが不明

サービスの普及・定着の手法が不透明



- 実装したサービスをどのように地域住民等に周知し、普及・定着をはかっていくのか具体的に読み取れない
- サービスを地域住民等に使うための工夫（周知媒体、周知に向けた地域団体の巻き込み、手法等）について言及がない

交付対象外事業の主な例

対象	TYPE A	TYPE V	TYPE S
	○	○	

以下の事業はデジタル実装型の趣旨に合致しないため、交付対象外となります

自治体の業務 効率化のみが目的



自治体職員（教職員等含む）の業務の効率化が主目的であり、地域住民等に裨益する事業ではない

※TYPEAにおいては、サービス実装の効果として、行政事務の効率化等による所要時間の短縮や所要日数の削減は認められない

NG例

- 職員の時間外勤務削減を主目的とする事業
- 裨益対象が自治体の業務効率化に限られる事業（勤怠管理システムや、庁内電子決裁システム）

継続的なサービス 提供ではない



市場調査や実証実験に止まり、地域住民等に対する実際の継続的なサービス提供を実装計画期間内に行う事業ではない

NG例

- 実装計画期間内は実証実験に止まり、次年度以降に実装
- システムの構築が複数年度に渡り、実装計画期間内の実装ができない
- 単年度限りの取組や年1回程度の単発のイベント開催

具体的なサービス 実装を伴わない



地域の課題解決のための具体的なデジタルを活用したサービスを実装する事業ではない

NG例

- 企業がICT機器を購入するための補助金の支給（具体的な対象サービスが特定されていない）
- スマホ教室や人材派遣が主目的の事業
- Wi-Fi整備、PC等端末購入が主目的の事業

デジタル実装型：TYPE1とTYPEAの申請様式の違いとポイント

対象	TYPE A	TYPE V	TYPE S
	○		

TYPE1の申請様式

- ・事業実施計画（PowerPoint：平均14スライド程度）
- ・事業経費内訳（Excel）

変更点

- ・必須項目の削減
- ・入力項目の自動チェック
- ・入力箇所の可視化

TYPE1の様式であった「事業推進体制図」や「スケジュール線表」の作成を省略し、実施計画をExcelにて作成することで、申請時点での不備や手戻りを防止し、PowerPointとExcelを渡っての整合性チェックなどが不要となる仕様としています。

TYPEAの申請様式

- ・事業概要（PowerPoint：1スライド）
- ・事業実施計画（Excel）

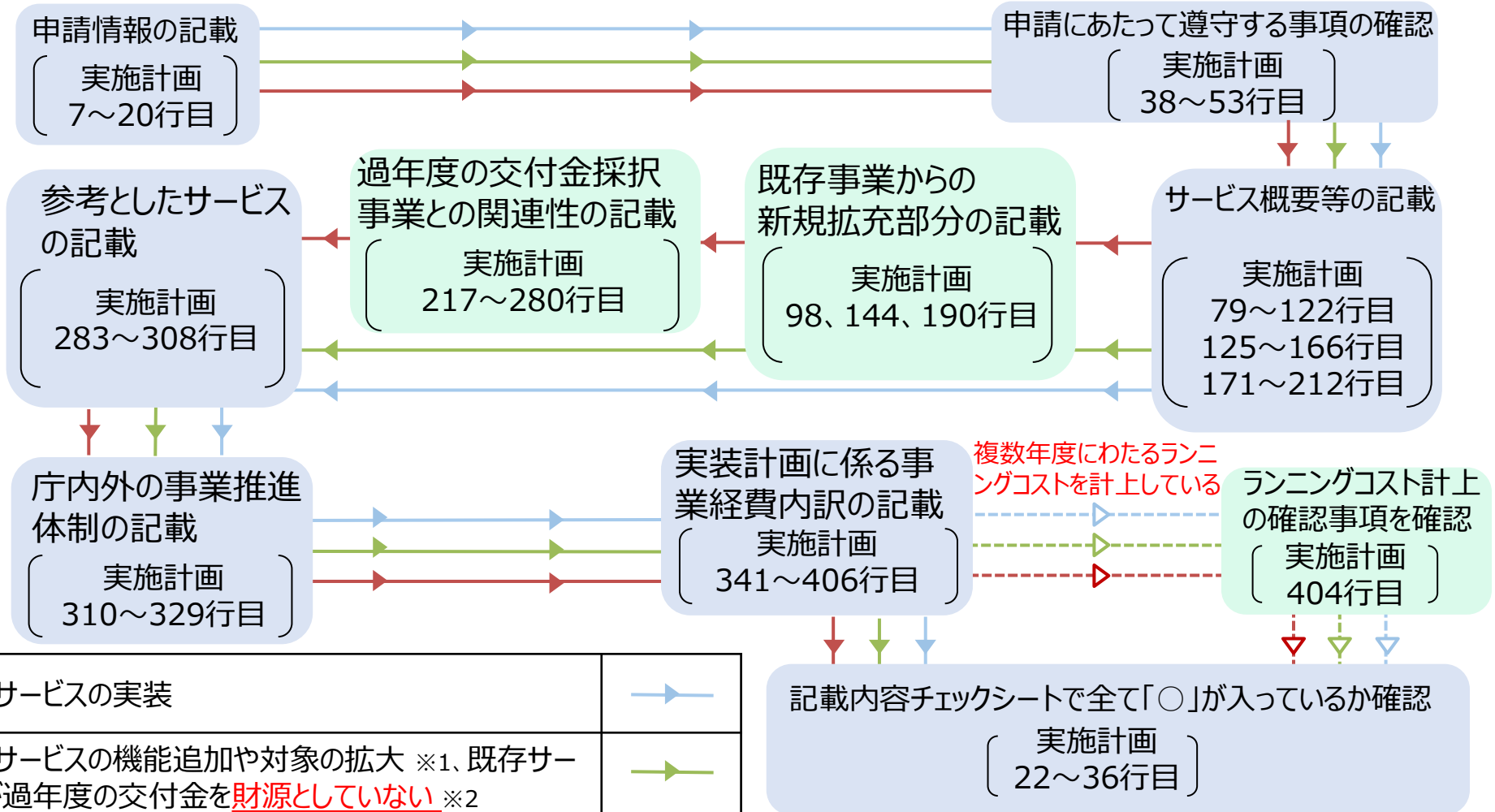
TYPE1の申請様式において、事前相談時に特に修正が多かった箇所（誤記、不記載、説明不足等）について個別の記載欄や記載例を用意しつつ、様式を簡素化しました。

申請様式中の各項目に設定している「入力時メッセージ」を参考に入力いただき、作成後には「記載内容チェックシート」で不備がないかご確認ください。

本対応は、「令和7年地方分権改革に関する提案募集」における地方公共団体からの提案も踏まえた対応です。

デジタル実装型：TYPEA申請様式作成フローチャート

対象	TYPE A	TYPE V	TYPE S
	○		



新規サービスの実装	→
既存サービスの機能追加や対象の拡大 ※1、既存サービスが過年度の交付金を 財源としていない ※2	→
既存サービスの機能追加や対象の拡大 ※1、既存サービスが過年度の交付金を 財源としている ※2	→

※1 サービスの種別の選択（サービスごと）・・・83、129、175行目

※2 既存サービスの財源の選択（サービスごと）・・・84、130、176行目

条件によっては必要となる対応

必須の対応

過去の会計検査院決算検査報告において報告された事案

QA等にも記載しているとおり、以下の例は**対象外経費**となりますので注意願います。
なお、当該事象は**過去の会計検査院による決算検査報告において不当事項として報告されています**。
申請にあたっては対象外経費が含まれないよう、十分注意してください。

対象外となる例①

➤ ランニングコストを実施計画期間を超えて計上しているケース

実装後のランニングコストは地方公共団体自身で確保することが前提ですが、事業の立上げに掛かる費用として単年度に支出するもので、かつ交付金事業の実装計画期間内に地方公共団体自身において成果を確認のうえ、完了したことを客観的な根拠に基づいて説明可能な場合には、実装計画期間を含めて令和10年度末までの経費に限って対象経費に含めることが可能としています。

万が一、5年間の保守パック等を契約し、当該経費を交付対象として計上している場合は、実施計画期間を超過する部分（4年目、5年目）は精算対象外となります。

対象外となる例②

➤ 交付決定前に事業に着手しているケース

本交付金は、交付決定日より前の事前着手は認められません。また、交付対象事業について交付決定日より前に、支出負担行為にあたる契約の締結を行うことはできません。

交付決定日より前に契約を行っている事業は、たとえ交付決定日以降の経費を計上した場合であっても、当該契約において行う事業ごと精算対象外となります。

過去の会計検査院決算検査報告において報告された事案

本交付金においては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条および交付要綱 第13条により、実績報告を提出いただくこととなっています。

実績報告では、交付金事業の実装計画期間内（交付決定日から翌年の3月31日）に成果を確認し完了した事業に係る経費を報告いただくことが前提となっていますが、一部の地方公共団体で実装計画期間内に完了の確認ができていないにもかかわらず事業にかかる経費として報告されているケースがある旨、会計検査院より指摘を受けています。実績報告においては、必ず**事業の完了を確認**の上、報告してください。

複数年度にわたるランニングコストを初年度に一括して費用計上している場合においても、同様に実装計画期間内に成果を確認のうえ、完了したことを客観的な根拠に基づいて説明できない経費については交付対象経費として計上できませんので、改めて地方公共団体内での取り扱い等をご確認いただき、今後説明を求められた際には**明確な根拠**を示せるようご準備をお願いします。

申請に当たっては、完了確認の根拠を示せない経費について対象経費に含めることのないようにしてください。

※代金の前払をもって事業の完了とみなすことはできず、実績報告書に記載すべき交付金事業の成果は、具体的に給付を受けた役務の提供、サービスの提供等の内容について履行完了の確認ができた分までとなります。

【参考】

■ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (実績報告)

第14条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

■ 地方自治法 (契約の履行の確保)

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

過年度採択事業又は既存事業の機能追加 (Q&A集「1.デジタル実装型 全般 -対象事業-」補足資料)

新規サービス同等の拡充とは認められない事例

➤ 地域住民等に対して新規に提供するサービス部分が存在せず、機能追加部分について新規のKPIを設定できない場合は対象外

①システム更新、リプレースを主目的とした場合



電子入札システムの更新に伴い、
同様の電子入札システムへの更新を行う

②既存事業の継続実施を主目的とする場合



既存の検診のWEB予約システムが好評であることから、
同様に次年度も継続的に事業を実施する

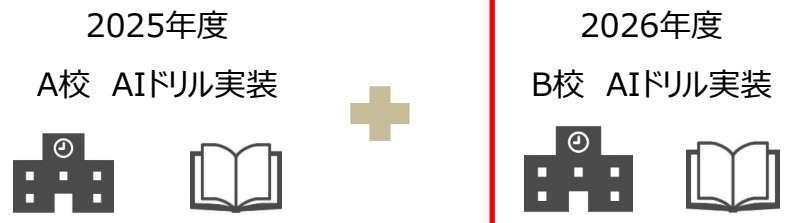
新規サービス同等の拡充として認められ得る事例

➤ 地域住民等に対して新規に提供するサービス部分があり、機能追加部分について新規のKPIを設定できる場合は対象となり得る

- ✓ 機能追加に伴い過年度のデジタル実装タイプ・デジタル実装型採択事業において設定しているKPIに上昇が見込まれる場合は、従前のKPIの目標値に上乗せしたKPIを別途設定すること。
- ✓ 既存事業（地方公共団体の単費等により、当該団体で既に実装しているサービス）における計測済の指標をKPIとして設定する場合は、直近の実績値に上乗せした目標値を設定する必要がある。

①対象を拡大する場合

2025年度に実装したAIドリルを他校で追加実装

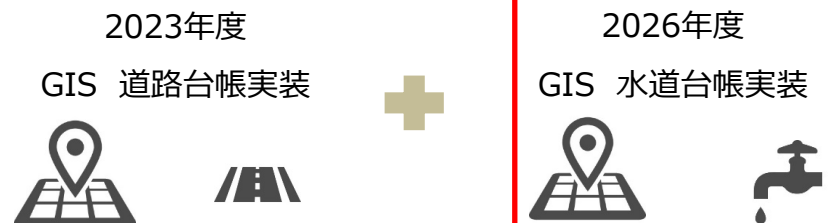


KPI	KPI（アウトプット・アウトカム指標）としてB校におけるAIドリルのみで指標を設定する
-----	---

その他サービス：キャッシュレス窓口を別の窓口を追加、
保護者連絡ツールを別の施設に追加

②種類を拡大する場合

2023年度に実装したGISに新規レイヤを追加実装



KPI	KPI（アウトプット・アウトカム指標）として水道台帳のみで指標を設定する
-----	--------------------------------------

その他サービス：コンビニ交付に税証明追サービスを追加
電子申請サービスにキャッシュレス機能追加

ガイドライン

事業推進のプロセス毎の実施ポイントや優良事例等をまとめた「**事業推進に向けたガイドライン**」をホームページに掲載していますので、実施計画の作成時に参考としてご活用ください。

掲載場所 <https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/policy/policy1.html>

<ガイドラインイメージ>

デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプTYPE1) 事業推進に向けたガイドライン

内閣府 地方創生推進室
内閣官房 新しい地方経済・生活環境創生本部事務局
令和5年11月30日
(令和7年3月21日更新)

2-2-1.サービス実装・運用におけるポイント

①ニーズ把握 【STEP1】

サービスの導入や選定前に、想定する利用者からのアンケート等で意見を聴取して、課題やデジタルサービスに**求められる機能や水準、使用するにあたってイメージが導入予定のサービス合致するか**等を把握した上で、仕様検討を行う（近隣の自治体や導入予定のサービスを実装済みの自治体へのヒアリングも有効）。

②サービス調達 【STEP2】

事前に類似サービスを提供している**複数の事業者から情報提供**を受け検討することで、**ニーズを満たしているサービス水準や機能を把握し、より事業効果を高める仕様書の作成や事業者の選定**を実施する。

③サービス導入 【STEP3】

導入するサービスに関して委託事業者と情報連携を行うだけでなく、定期的に議論の場を設け、事業者の提案内容をベースとして**サービスに具備する機能の優先順位を検討し、利用者の意見やニーズを取り入れながら実装を進める（一部のテスト運用を行ったうえで、順次対象を拡大・本格実装する手法も有効）**。

④サービス改善 【STEP4】

実装したサービスが意図したとおりに機能し、**利用者のニーズを満たす使い勝手の良いものになっているか**、また、**想定していなかった課題や問題点が生じていないか**について確認し、委託事業者と連携して、システム・運用の両面で改善策を検討する。
⇒取組みのポイントは「2-4.評価・改善」を参照

参考となるサイトの紹介

過年度のデジタル実装タイプ・デジタル実装型の**事業概要はRAIDA（地方創生データ分析評価プラットフォーム）**でご確認いただけます。事業の概要や事業費、KPI等が掲載されておりますので、事業組成や類似事例の検索、実施計画の作成に当たり、ご活用ください。

内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」 地方創生データ分析評価プラットフォームRAIDA
<https://raida.go.jp/>

RAIDA

RESAS RESAS Portal 地域幸福度(Well-Being)指標サイト

感染症回復:旅行 物価高騰・円安 **デジタル実装** 第2世代交付金 解説コラム 地域課題分析ナビゲーション

RAIDA

地方創生データ分析評価プラットフォーム

RAIDAは、データにより地域課題を捉え、分析・考察することをサポートし、施策目録プラットフォームです。効果的なデジタル実装施策を支援するために、内閣府地方創生推進本部事務局が提供しています。

RAIDA

RESAS RESAS Portal 地域幸福度(Well-Being)指標サイト

感染症回復:旅行 物価高騰・円安 **デジタル実装** 第2世代交付金 解説コラム 地域課題分析ナビゲーション

< 北海道の交付金を活用したデジタル実装状況

全国のデジタル実装事例

全国のデジタル実装タイプの取組事例を検索・一覧できます。都道府県や申請団体、サービス分野や実装TYPE等から事例を絞り込むことが可能です。
デジタル実装を支えるサービスの調達検討はこちら

検索結果：7440件

事業名・事業概要キーワード検索

都道府県	申請団体	分野	サービス分類	事業名	事業規模	実装TYPE	採択年度	広域連携
北海道	函館市	医療・福祉	介護認定審査業務のデジタル化	介護認定業務のデジタル化事業	19,728千円	TYPE1	2024	

※サイトのページレイアウトは作成時点のもの



7.【関連事業】デジタル実装定着支援事業



※本事業は交付金の一類型ではなく内閣府の個別委託事業です

【関連事業】デジタル実装定着支援事業

- ▶ 令和5～7年度の「デジタル実装伴走支援事業」※1では、主に過年度のデジタル実装タイプ・デジタル実装型の未採択団体を対象に、デジタル実装に向けた第一歩を踏み出すための伴走支援を実施しました。（計64団体）
- ▶ 令和8年度（本事業）は、“**第一歩**”から**発展し、地域に定着する事業を生み出す取組を伴走支援**します。なお、デジタル実装に向けた検討プロセスにおいて、住民ニーズ等の地域特性の把握に課題を感じている地方公共団体は、**過年度のデジタル実装タイプ・デジタル実装型に採択されたことのある団体も支援対象**となり得ます。
- ▶ なお、伴走支援を受けるにあたり、**地方公共団体の費用負担はありません**。

	 令和5～7年度 (既存事業)	 令和8年度 (本事業)
事業名	デジタル実装伴走支援事業※1	デジタル実装 定着 支援事業
事業目的	デジタル実装の“第一歩”を踏み出すための伴走支援	地域に定着する（＝地域住民等に使われる） 事業の組成を伴走支援
支援期間	1年間	1年間
支援対象	デジタル実装タイプ 未採択団体※2	TYPE2/3/X/V採択団体を除く すべての団体
支援内容	デジタル実装に向け必要となる 基礎的な検討プロセスのノウハウ 等を提供	左記に加えて、 地域特性の把握に資するノウハウ 等を提供

※1：令和5～6年度は「デジタル実装計画策定支援事業」として実施

※2：令和7年度「デジタル実装伴走支援事業」1次募集までの要件

【関連事業】デジタル実装定着支援事業（事業イメージ）

➤ 本事業では、デジタル実装に向けた検討プロセス（課題整理や地域特性の把握など）に不安を抱える団体を対象に、デジタル技術を活用し地域の課題解決等に向けた取組（翌年のデジタル実装）を国（委託事業者）が通年で伴走支援します。

＜本事業のターゲット像＞

※団体の主な声



- ・ノウハウや知識がなく、どの地域課題にデジタル実装ができるのかが分からない
- ・やりたいことはあるが、**住民の理解・協力を得られるか不安**
- ・住民のニーズに合った事業を考えたいが、**ニーズ把握の手法が分からない** など

＜本事業の支援イメージ＞

＜令和8年度から追加となる支援要素＞

地域特性の把握

住民ニーズや地理的条件の把握を行ったうえで、**地域に合った解決策やサービスを選定**
 (把握方法の例)



- ・住民アンケート調査
- ・住民参加型の体験会
- ・利用団体へのヒアリング など



- ・ドローンやオンライン診療を試行し、電波状況の確認
- ・人流データを活用してMaaSの最適ルート进行调查 など

デジタル実装の目指す姿

より地域に定着する
 (=使われる) 事業へ

＜令和7年度（既存事業）までの支援プロセス＞

課題整理・分析
 (6～7月頃)

導入するサービスの具体化
 (8～9月頃)

推進体制の構築
 (10～11月頃)

実装計画の策定
 (12月頃～)

現地訪問①
 (地域の実情を把握)



現地訪問②
 (各課ヒアリング)



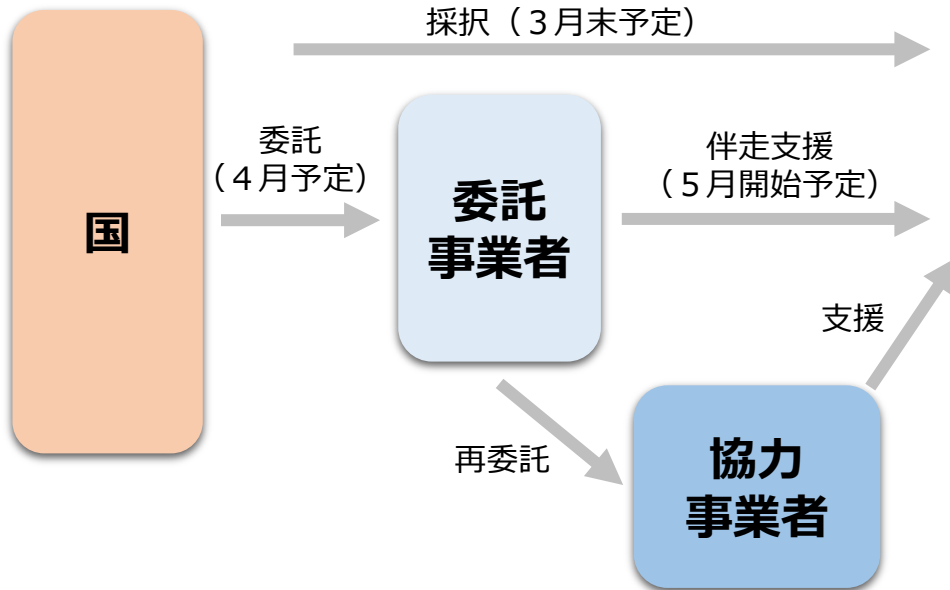
従来のデジタル実装

デジタル実装に向けた検討ステップ

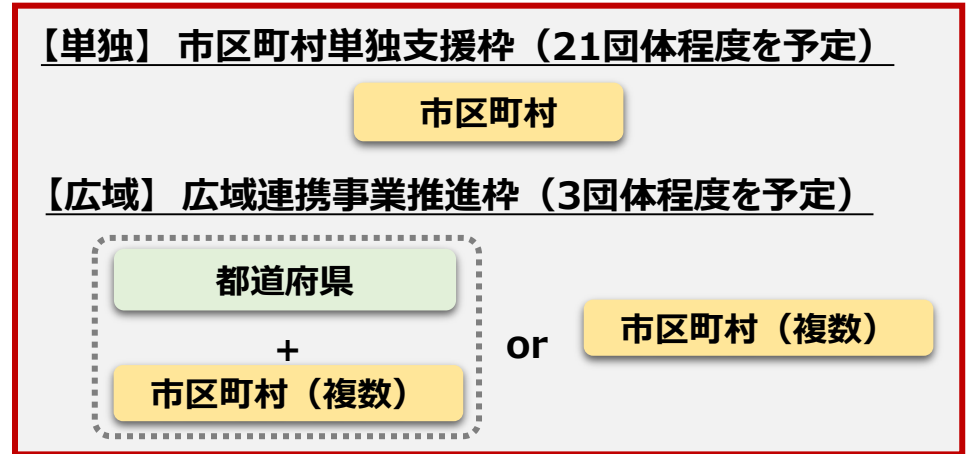
【関連事業】デジタル実装定着支援事業（募集概要）

- 支援対象となる団体の募集類型は以下のとおり。
- 採択団体は、支援を通じて得たナレッジや策定した実装計画を元に、翌年度にデジタル実装に取り組みます。

＜事業スキーム＞



＜募集類型＞



募集要件（一部抜粋）



※団体ごとに異なる

対象団体	地方公共団体
その他	過年度交付金（デジタル実装タイプ・デジタル実装型）の未採択団体は優先採択 過年度交付金に採択された実績があっても応募可能 （TYPE2/3/X/V採択団体は対象外）

協力事業者について



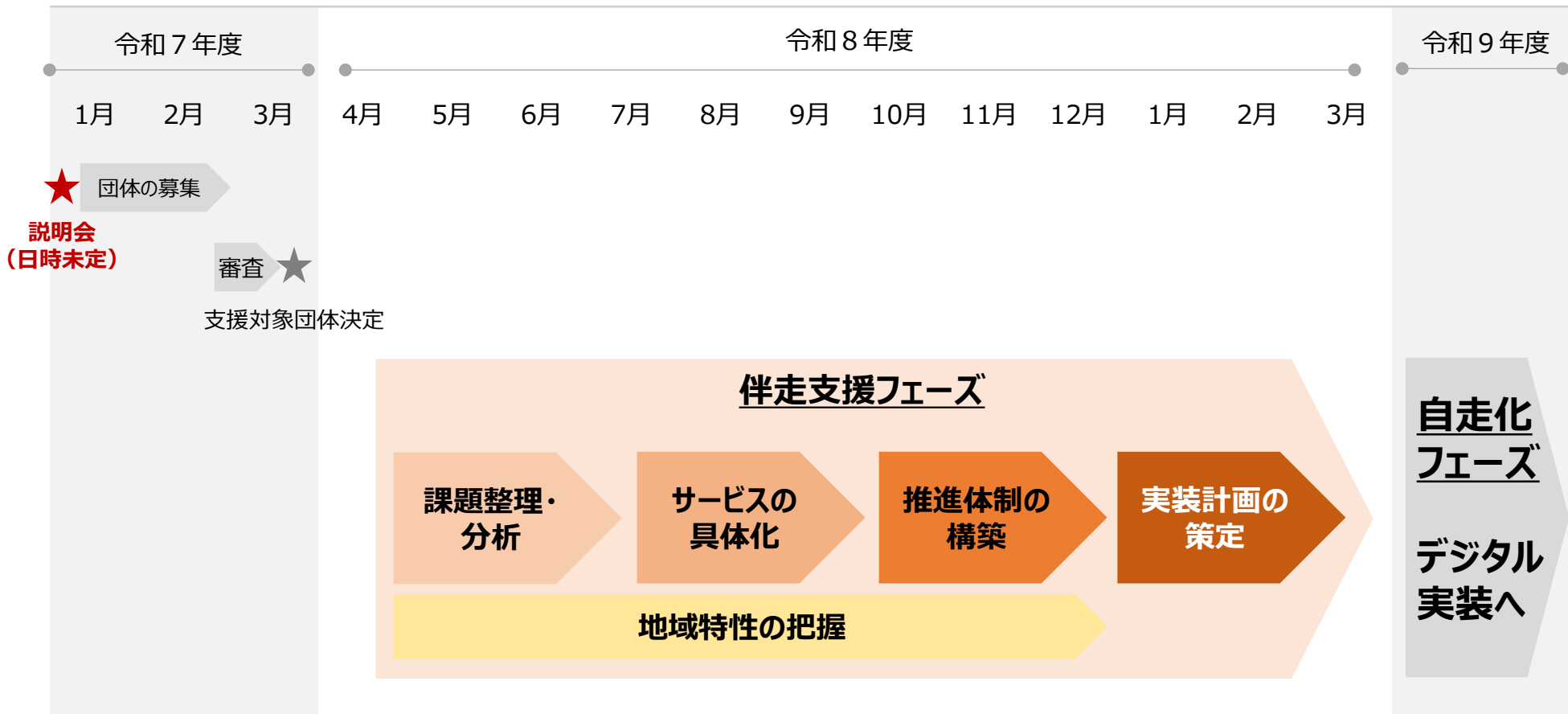
協力事業者とは	地域特性を把握するにあたり、そのノウハウや体制等を持つ事業者や、サービス提供事業者
選定プロセス	採択団体が伴走支援を受けながら選定し、国が妥当性等を確認の上、決定する
支援内容	住民ニーズや地域特性の把握を目的とした事業者によるサポート（アンケート、デモ会など）

※ 1 採択団体あたり、協力事業者は 3 事業者まで、事業者の人件費等の経費に活用可能
 【単独】150万円、【広域】270万円が 1 採択団体当たりの活用可能上限額（税抜）

【関連事業】デジタル実装定着支援事業（スケジュール）

- 今年度中に、次年度の支援対象団体（単独類型、広域類型）を募集します。
- 募集に向けては、**1月上旬に説明会（募集要領・申請方法等）**を開催予定です。 ※別途ご案内します

<全体の流れ>



※支援スケジュールは全類型共通です

※スケジュールは委託事業者の公募や申請数により変更になる場合があります

8.スケジュール



デジタル実装型：TYPEA/V/Sのスケジュール（予定）

TYPE毎に一部スケジュールが異なるため、必ず確認の上、余裕を持った提出に御協力願います。
特に、事前相談及び実施計画の締切日時に御注意ください。

項目		TYPEA	TYPEV	TYPES
事前相談	開始日	12月24日（水）		別途
	締切日	<u>1月21日（水） 12時</u>		
実施計画（※）	開始日	2月5日（木）	1月28日（水）	
	締切日	<u>2月10日（火） 17時</u>	<u>2月5日（木） 17時</u>	
内示・公表（※）		3月中旬 予定	3月中旬 予定	
交付決定（※）		4月1日（水） 予定	4月1日（水） 予定	

※日程は変更の可能性がありますので、今後の内閣府からの連絡は必ずご確認いただきますようお願いいたします。

9. 予告 各府省施策との連携について



各府省施策との連携について ※交付決定後の案内となります

デジタル実装型TYPEA/Vの採択事業において、各府省が定める一定の条件に取組が該当する場合は、交付決定後に当該事業と親和性の高い各府省施策に係る情報等を案内し、各府省と連携したワンストップ型の相談体制にて支援を行います（施策詳細・選定基準等は別添8を参照）

■ 農林水産省（農村振興局） 「デジ活」中山間地域



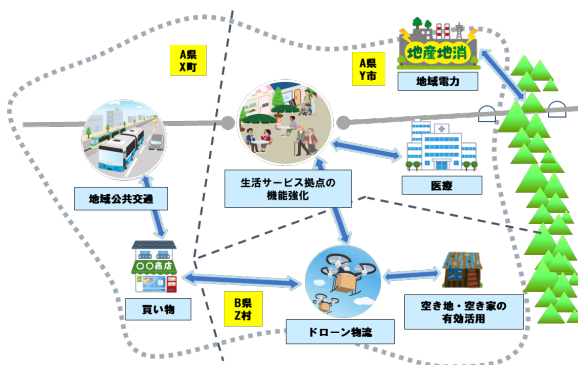
地域資源やデジタル技術を「活」用して地域の「活」性化を目指す！

中山間地域等において、農林水産業を軸とし、様々な産業分野と連携しながら、デジタル技術等を活用して社会課題解決に向けた取組によって活性化を図る地域を「デジ活」中山間地域として登録し、支援を実施する。

農林水産カテゴリの取組

■ 国土交通省（国土政策局） 地域生活圏【国土形成計画】

<「地域生活圏」の形成で変わる地域の姿（イメージ）>



デジタルの徹底活用や官民・多分野・広域の連携により、地域の課題解決と魅力向上を図り、日常の暮らしに必要な生活サービスが持続的に提供されるエリアを「地域生活圏」と位置付け、その形成につながる取組を支援する。

地域生活圏形成につながる取組

■ 経済産業省（商務情報政策局） デジタルライフライン全国総合整備計画



自動運転やドローン等のデジタル技術を活用したサービスの社会実装に必要なインフラを「デジタルライフライン」として位置付け、その整備方針に沿った取組に対し、伴走支援等を実施する。

自動運転・ドローン等を活用した取組

<地域未来交付金 デジタル実装型 制度全般／デジタル実装定着支援事業>

内閣府 地方創生推進室／内閣官房 地域未来戦略本部事務局

担当：山内、角田、森川、赤田、村中、伊藤、富永（担当参事官：藤井 信英）

電話：03-6257-3889 Eメール：digitaldenen-kofukin.f7k@cao.go.jp

<地域未来交付金 デジタル実装型 TYPEV モデル性審査>

デジタル庁 国民向けサービスグループ デジタル公共財担当

担当：竹田、原、森田、小林、綾部、橋本（担当参事官：松田 昇剛）

電話：03-6872-6250 Eメール：dd-type2.3@digital.go.jp

<地域未来交付金 デジタル実装型 TYPES>

内閣官房 デジタル行財政改革会議事務局

※TYPESの詳細については、年明け以降お知らせします。

※情報、回答の統一的整理のため、原則メールでの問い合わせをお願いします。